

規則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会規則七一九九三

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七一一）の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の部中「企画参与」を削り、「IT統括幹」を「IT統括幹 税務局長」

に、「参事（人事委員会が定めるものに限る。）」を「参事（人事委員会が定める参与（人事委員会が定める

ものに限る。）」「本庁副部長

ものに限る。）」に、参事 を 参事 に改め、「税務局長」及び参与 「」

「環境科学国際センター事務局長」を削り、「総合リハビリテーションセンター局長」を「総合リハビリテーションセンター事務局長」に改め、「児童相談所長（中央）」、「狭山」、「食肉衛生検査センター所長」及び「産業技術総合センター副センター長」を削り、「（川越）」を「（さいたま、川越）」に改め、「政策幹」を削り、「技術評価幹」を「技術評価幹 消防防災政策幹」に、「危機対策幹」を「危機対策幹 感染症対策幹」

に改め、「パスポートセンター支所長」を削り、「防災航空センター所長」を「防環境管理事務所長」を「防環境管理事務所長」

「発達環境管理事務所長」を「発達障害総合支援センター副所長」を「発達障害総合支援センター事務局長」

「総合リハビリテーションセンター福祉局長」に、「総合リハビリテーションセンター医療局副局長」を「総合リハビリテーションセンター事務局副局長」に、「動物指導センター所長」を「動物指導センター所長」に、「計量検定所長」を「計量検査センター所長」を「計量検査センター所長」を「計量検査センター所長」

定所長 に改め、「産業技術総合センター産業技術情報幹」、

術総合センター副センター長」

「(さいたま、本庄)」及び「寄居林業事務所森林研究室長」を削り、「総合技術センター総合技術幹」を「総合技術センター総合技術幹」に、「パスポートセンター」を「パスポートセンター副支所長」を「パスポートセンター支所長」に、「寄居林業事務所次長」を「寄居林業事務所森林研究室長」に改め、同表警察本部の部中「東京オリンピック・パラリンピック警備対策室長」を「オリンピック・パラリンピック・ラグビーワールドカップ警備対策室長」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。